

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長国に適用する基準は現状必要ないと思われるが、議長国を担っている国の分布は偏っていることも確か (para86)。</li> <li>・共同議長国による開催をもっと安定的に実施し、それを将来的な議長国のスムーズな移行・ローテーションにつなげることも考えられる (CCFAC から中国の CCFA と CCPR)。</li> </ul> <p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b></p> <p>Recommendation 26</p> <p>CAC (26) の議論 (proposal 32 に相当) : CAC(26)は CCGP で検討するよう要請。</p> <p>2009 年の実施状況報告 : CAC(28)は、共同議長はケースバイケースで取り組みの検討がされるべきとした。食品衛生部会 (アメリカとアルゼンチン) と魚類・水産製品部会 (ノルウェーと南アフリカ) では共同議長による良い成果が得られたことが報告された。</p> <p>2009 年以後の展開 : CAC(33)は、共同開催の手配に関するコーデックスの部会と特別部会のガイドラインの修正を採択した。コーデックスの会議の共同開催の手順は以下のにある (<a href="http://www.codexalimentarius.org/meetings-reports/co-hosting-meetings/en/">http://www.codexalimentarius.org/meetings-reports/co-hosting-meetings/en/</a>)。また、共同開催の準備に関する分析は CAC(32)で提出された。</p>
<b>Recommendation 20</b>	<p><b>概要</b></p> <p>部会の会議と会議の間に行われる作業部会を規格策定に有効活用すべき。その際にはコンサルタントやファシリテーターを用いるとよい (こうした経費は議長国が担う)。こうした会議を開催する際には、書面で提出されたコメントを十分に考慮する (物理的に参加できないものへの配慮の為)、電子作業部会を主とする (物理的作業部会は参加の包括性を損なうので)、知識のある NGO などが初期段階の規格策定に用いられるべき。</p> <p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子的作業部会及び物理的作業部会の実施は、概して効果があり、良いと考えられている(para.90)。物理的作業部会は参加費用の問題があるので減少傾向にある (para.91)。</li> <li>・電子プラットフォームやその他のツールによって、電子作業部会の効率性が今後さらに増すかもしれない(para.93)。</li> </ul>

	<p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b></p> <p>CAC (26) の議論 (proposal 19,20,21 に相当) : CAC(26)は、原則として三つの提案全てに賛成。電子作業部会に関しては、意見交換の手段であり意思決定のためのものではないと確認した。物理的作業部会は、全てのメンバーに開かれ、発展途上国の参加を考慮し、部会でのコンセンサスがある場合のみ設置され、他の手段も検討されるべきとされた。</p> <p>2009 年の実施状況報告 : proposal 19 に関連し、CAC(28)で試験的にファシリテーターを用いることを検討するという CCGP(21)の結論を支持。また、proposal 20 及び 21 に関連して、物理的作業部会と電子作業部会のガイドラインを採択。また、CAC26 はコンセンサス促進の方法を採択した。</p> <p>2009 年以後の展開 : CCFL では GM 表示の問題解決のため、facilitated session が催された。Friends-of-the-chair approach が、ラクトパミンのための MRL の論点へ取り組むためにとられた。</p>
<b>Recommendation 19</b>	<p><b>概要</b></p> <p>透明性、科学的アドバイスの有効性、意思決定の迅速化の確保のためにリスク管理とリスク評価の機能を明確に分離すること。</p> <p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会間で「優れた取組(good practice)」の経験を共有するプロセスが進行中であり、いくつかの改善がみられたが、依然として、部会によってリスク分析の原則の適用にばらつき・不整合があるようだ(para.97)。</li> <li>・各部会が適用する手続きに関する CCGP のレビューは、その状況について更なる情報を提供するものと期待される(para.98)。</li> </ul> <p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b></p> <p>2009 年以後の展開 : すべての関連する部会は、それぞれのリスク分析の適用を改訂した。CCGP29 は、事務局の用意した、関連部会間でのリスク分析の文書 (text) の一貫性に関する文書(document)を検討する予定。</p>

2.6 No further action recommended at this moment	
<b>Recommendation 6</b>	<p><b>概要</b></p> <p>コーデックスは、リスク評価者が各部会に対して科学的なアドバイスをする際に使用する許容保護水準(ALOP)についてのガイドラインを作成し、WTO紛争の範囲を減じること。</p> <p>コーデックス事務局 <b>FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>SPS協定の定義と一致したALOPの定義が（例えばCCFICSのGL等）、多くのコーデックス文書に含まれている(para.99)。</li> </ul> <p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b></p> <p>CAC (26) の議論：proposal 4 に相当 CAC26 は、将来必要であればその論点が再び検討されるかもしれないとの理解のもと、この段階では更なる行動をとらないことを決議した。</p> <p>2009 年の実施状況報告：コーデックス内で ALOP を定義する試みはなされなかったものの、リスク分析原則とセクターごとの文書 (sector-specific documents) の採択によりそのリスク分析過程を一貫性のあるものとするよう活動してきた。</p>
<b>Recommendation 8</b>	<p><b>概要</b></p> <p>コーデックスと OIE は業務の重複を最小限にするため、両者の協力関係を強化するべき (MOU などで公式に)。両者が共通に関心を持つ事項については共同部会 (joint task force) を設置して取り組むべき。また、IPPCとの協調関係も維持されるべきである。</p> <p>コーデックス事務局 <b>FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>OIEとの協力関係は、事務局の意見交換や会議への参加を通じて、途切れることなく強化されている。また、CCGPでOIEとの協力関係についてのガイドラインが策定された。</li> </ul> <p>(para.100)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>OIEとコーデックスの共同規格のための手続きを正式なものとするとの提案は、議論されたが、コーデックス加盟国の支持を得られなかつた(para.101)。</li> </ul> <p>ただし、FAO/WHOとOIEはMOUを制定・改訂した。この三者間では定期的に会合が開かれる (para.102)。</p>

**【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】**

CAC (26) の議論 (proposal 37 に相当) : CAC(26)は「農場から食卓へ」の取り組みを確保するためにコーデックスと OIE が規格策定の作業の重複とギャップを回避するため協調を深めるべきとの勧告を支持。

2009 年の実施状況報告: CAC(28)では国際政府間組織との協調に関するガイドラインを採択した。また、コーデックスと OIE の協力に関わる以下の勧告を支持した→OIE による規格策定作業への積極的参加の継続と関連する活動の定期的報告、コーデックスの各部会は OIE との協力改善を検討して執行委員会に報告、OIE は総会に APFSWG の成果を含む関連する作業のサマリーレポートを提出すること、コーデックス事務局の APFSWG<sup>5</sup>への参加。コーデックスについての言及がある FAO/OIE と WHO/OIE の協定は 2004 年にアップデートされた。FAO と WHO によれば、法的にはコーデックスと OIE の MOU が可能とされた。FAO、WHO、OIE の協力関係の強化が、コーデックスの作業上の協力に資するとされた。

2009 年以後の展開: CAC(37)は、CCGP(28)の提案に基づきコーデックスと OIE の協力を促進するためのガイダンスを支持。2008~2013、2014~2019 のコーデックス戦略計画の目的は、コーデックスと関連する国際組織の協力促進を盛り込んでおり、OIE と IPPC との協力、相互作用に関連する特定の活動が掲げられている。

補足: 食品安全フードチェーン全体で考えるうえで、OIE とコーデックスの作業で重なる部分もあり、両者の協調は重要である。OIE の側でも SPFFSWG (the Animal Production Food Safety Working Group) を設置するなど近年食品安全にも関心を持って取り組んでいる。こうした背景もあり、OIE から公式な形で共同規格の策定等連携についての制度化を求める強い働きかけがあった。しかし、コーデックスの側では、協力をすることが重要との基本的な考えはあっても、両組織間のマンデート、手続き（透明性など）、優先事項等がことなることから正式な形での制度化には懸念が表明された。また、コーデックスは組織上 FAO/WHO の下部組織ということであることからも、OIE との国際機関間の正式な合意事項は FAO/WHO との間の問題ともなる。議論の結果第 28 回 CCGP

<sup>5</sup> APFSWG は、OIE 事務総長と OIE terrestrial animals code commission へ技術的なアドバイスをするために設立。APFSWG は、屠殺前の段階における、動物由来の食品ハザードの検討、OIE とコーデックスの重複やギャップを特定し調和、協力を強化すること等を目的とする。

	において、法的な意味合いを持たないガイダンスの文書が策定された。
<b>Recommendation 14</b>	<p><b>概要</b></p> <p>コーデックス事務局は、<u>独立性とより高い位置づけ</u>を持つために、FAO の Food and Nutrition Division（食品・栄養部門）に属するより、FAO 内で独立した組織にすべきである。事務局はコーデックスをより独立した組織にするという計画に沿って、従来通り FAO 及び WHO への報告を行い、また、事務局長の任命はコーデックスとの協議により行われるべきである。</p> <p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーデックス事務局は、現在 FAO の Office of Assistant Director General of the FAO Agriculture (農業消費者保護局)に属している（それ以前は FAO Nutrition and Consumer Protection Division に属していた）。コーデックス事務局長はほかの Unit Chief や Division Director らとともに局の運営会議に出ており、これは IPPC も同様である(para.104)。</li> <li>・FAO のような巨大組織に属することのメリットは大きいが、コーデックスでは意味をなさない運営規則もあるかもしれないことから、今後検討が必要かもしれない。FAO におけるコーデックス事務局の<u>組織的配置</u>については、それがコーデックスの作業プログラムや予算の提案・執行に関する事務局の機能を促進するものとなることを条件に、<u>FAO の上級管理職 (FAO Senior Management)</u> が決定すべきである (para.105)。</li> <li>・<u>コーデックス事務局の人事</u>については、コーデックスとの協議はなされてないし、その必要性もないようと思われる。現状は総会と執行委員会に対して人事状況についての報告がなされている (para.107)。</li> </ul> <p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b></p> <p>2009 年の実施状況報告：2002 年から、コーデックスは、FAO Food and Nutrition Division（のちに FAO Food and Consumer Protection Division）で分離され、FAO プログラムの作業と予算の実行においてコーデックス事務局長が予算保持者の役割をもった。コーデックス事務局長の任命は FAO と WHO によって共同で実施してきた（2003 年、2009 年、2013 年）。</p>

	<p>2009年以後の展開：Food and Consumer Protection Division の廃止後、2013年から、コーデックス事務局は、FAO の Office of the ADG of the FAO Agriculture and Consumer Protection Department に設置。コーデックス事務局長は、Department of Agriculture and Consumer Protection Division を担当する FAO の ADG に直接報告を行っている。</p> <p>補足：コーデックスが、より高い独立性を持つべきとの指摘が評価書の中でなされているが、FAO/WHO の下部組織であるという組織構造上、人事権や予算面について親組織の意向が重要となるのはやむを得ない部分もあると思われる。他方、コーデックスのインプットがきちんと FAO/WHO の運営プロセスの中に位置づけられることは重要でこれについての議論が必要である。</p>
<b>Recommendation 17</b>	<p><b>概要</b> 今後2年以内に地域調整部会の役割を見直すこと。</p>
	<p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまで<u>地域調整部会のマンデートと役割に関する正式なレビューは行われていない</u> (para.108)。<u>地域規格の策定、有効性、地域的配分についての問題はまだ解消できていない</u>。</li> <li>事務局は FAO/WHO と共に、地域調整部会のコーデックスや FAO/WHO への貢献を強化し、各地域の食品安全専門家のニーズに応えるために、地域調整部会の再活性化 (revitalize RCC) を開始した (para.110)。</li> <li>地域調整部会のより徹底的なレビューがまだ必要とされるかもしれないが、上記 FAO/WHO の取り組みにより解決されるかもしれない現時点では奨励されない (para.111)。</li> </ul> <p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b></p> <p>CAC (26) の議論 (proposal 6 に相当)：全ての部会と特別部会は、会議の回数削減等を念頭に、レビューされるべきとした。</p> <p>2009年の実施状況報告：CAC(28)は、地域調整部会の重要性を再確認した。また、地域規格策定の関連性を含む手続きマニュアルに示された地域調整部会の委託事項については、CCLAC の提案した委託事項の修正と、それを他の地域調整部会へ適用する可能性につき CCGP でさらに検討することとした。地域調整部会のメンバーシップについては更なる検討は不要とした。開催地・会議開催の間隔について、現行の調整部会の会議の周期を維持し、補完的メカニズム</p>

	ムの検討を求めた。とりわけ執行委員会における、地域調整国と地理的代表の役割の明確化について CCGP で検討することを求め、それをもとに第 29 回総会で検討することとした(参考:→Recommendation #9 及び 10 参照)。CAC(28)では、地域調整国、FAO、そして WHO に、関連する地域でのイベント、例えば調整部会の会議と共同するセミナーやワークショップを催すことを奨励した。
<b>Recommendation 22</b>	<p><b>概要</b> 部会の議長の選定に関する明確な基準が設けられるべきで、それに基づき、執行理事会 (Executive Board) によって確認されるべき。議長の研修、評価が重視されるべきで、そうしたことにおけるコーデックス事務局のサポートも認識されるべき。</p> <p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議長選出のクライテリアは手続マニュアルに含まれている。事務局が企画した活動や議長間非公式会合は、議長が共通の関心事項について議論するのに有益であった(para.112)。</li> <li>・議長の任命責任は開催国にある(para.114)。</li> </ul> <p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b></p> <p>CAC (26) の議論 (proposal 29 に相当) : CAC(26)は、議長の任命権は議長国がもつとする現状の取決めを維持、他方で、CCGP に議長任命に関するクライテリアを策定することを要請した。Proposal 33 については CAC26 は原則として全ての提案に合意。</p> <p>2009 年の実施状況報告 : CAC(27)は、コーデックス部会と特別部会の議長に関するガイドラインを採択。コーデックス事務局は、2003 年からコーデックスの議長らの非公式な会合、コーデックス議長の retreats を企画した。</p> <p>2009 年の実施状況報告 : 2005 年から CAC と CCGP で、議長らの非公式会合が定期的に催されてきた。また、議長同士の交流と交渉・調停技術の強化のため議長のためのワークショップが 2009 年から毎年行われた。さらに議長のパフォーマンスに関する質問を含む満足度調査が 2010 年から全ての部会に導入された。現在 “Building Common Ground : a guide for Codex delegates and chairs on negotiation, mediation and facilitation methods” と題する議長の為のマニュアルが完成し、現在 FAO/WHO の内部で</p>

	<p>レビューしている。</p> <p>参考 : SECTION III: Guidelines for Subsidiary Bodies, GUIDELINES TO CHAIRPERSONS OF CODEX COMMITTEES AND AD HOC INTERGOVERNMENTAL TASK FORCES の中の Criteria for the Appointment of Chairpersons (PM22ed pp.98-99)</p>
<b>Recommendation 25</b> 地域共通の利害の表明について	<p><b>概要</b></p> <p>地域での共通の利益を有する場合、グループとして立場を協調させ、部会の会合でグループの立場の総意を表明するべき。</p> <hr/> <p>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域的な立場をいかにして他の機関が考慮すべきかについては混乱が生じている(para.115)。</li> <li>・部会や総会の会合に参加できない国であっても、書面によるコメントを提出することはできる。各国グループが厳格な立場を設定することで、交渉やコンセンサス形成が妨げられてしまうかもしれない(para.116)。</li> <li>・加盟国は、共同文書・提案の起草や作業部会において協力に成功しており、地域的な立場を設定するよりも適切であるように思われる(para.117)。</li> </ul> <hr/> <p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b></p> <p>CAC (26) の議論 (proposal 36 に相当) : これについて CCGP に対して 2006 年までに検討するよう求めた。</p> <p>2009 年の実施状況報告 : 2003 年に EC (のちに EU) は、組織のメンバーになった。その時から、EU は各コーデックス会議の前に、Procedure II paragraph5 of the codex alimentarius commission の Rule に従い division of competence を示す。</p>
<b>Recommendation 29</b> コーデックスウェブサイトについて	<p><b>概要</b></p> <p>コーデックスのウェブサイトの改善を早急に実施するための資金を増額すること。</p>

	<p>コーデックス事務局 <b>FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b> コーデックスのウェブサイトの改善が現在進められており、双向性が増しつつある(para.118)。</p>
<b>Recommendation 30</b>	<p><b>概要</b> 貿易に重要な各国基準（その適用や分析手法も含めて）に関するデータベースを構築すること。</p> <p>コーデックス事務局 <b>FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b> ・ GFSA、残留農薬、動物用医薬品に関して、オンラインのデータベースが開発された。汚染物質や分析手法に関しては、さらなる作業が行われうる(para.119)。</p> <p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b> 2009 年の実施状況報告：2004 年に加盟国における公式の動・植物衛生と食品安全の情報のアクセスを可能とする IPFSAPH が FAO により設立された。IPFSAPH は、2009 年まで広く用いられた。2008 年の CAC(31)ではコーデックスの “Guideline for the conduct of food safety assessment of foods derived from recombinant-DNA plants” に従って評価された各国の GM 食品に関する情報を集約した portal を設置することを求めたので、IPFSAPH に設置されることとなった。 2009 年の実施状況報告：貿易関連の食品安全や動・植物衛生のデータベースの開発により IPFSAPH の使用が減少した。その結果、IPFSAPH は継続されないこととなった。GM 食品の安全性評価の情報については 2013 年から別途 GM Platform が設置された。</p>

### 3. 今後に向けての提案・勧告一覧

以下は、CX/CAC 15/38/9 の提案事項に、主要な各国(豪、印、日、EU 等) のコメント (CX/CAC 15/38/9 Add.2、CX/CAC 15/38/9 Add.3) を追記したものである。

提案	各国コメント	対応者	優先度 <sup>6</sup>
<b>3.1 Mandate and Priorities</b>			
3.1.1 健康関連の作業とその他の作業に費やされるコーデックスのリソースの総計を比較調査する。	<p>健康関連の作業に使われるリソースがコーデックス全体のリソースに占める割合は 50% をはるかに超えていると思われるが、これが明確に調査されたことはない(<i>para.122</i>)。</p> <p>豪：コーデックスの目的は二つ（健康保護と公平な貿易）なのでこの作業は困難。          印：個別食品規格は途上国にとって重要なのでその貿易上の公平性について軽んじられるべきでない。          日：貿易・品質の問題は公正な貿易と消費者誤認にかかる慣習の場合に考慮すべき。個別食品規格は消費者の健康保護との関連で検討がなされるべき。          EU：検証するのは困難。実施するにしても費用対効果を検討すべし。</p>	コーデックス事務局	H : イラン、日本、ヨルダン M : インド <sup>7</sup> 、(medium-low) L : 豪、ICBA、IFAH、EU
3.1.2 コーデックス規格の利用状況と、それが消費者の健康の保護及び食品貿易における公正な慣行の確保に与える影響について評価する。	<p>コーデックスが戦略的に対処すべき問題を判断するためには、コーデックス規格の利用状況、利用者、利用されているならば現在のコーデックス作業のもつ影響力、その影響力の主たる要因を知る必要がある(<i>para.123</i>)。</p> <p>豪：経済的影響についてなのか明確にすべき。しかしそうした検討は困難と思われる。          印：WTO 紛争でどの程度コーデックス基準が用いられているかを見ることは指標になるかもしれない。          日：SPS、TBT 通告を参考にしてはどうか。もし調査をするならば何をもって「use(コーデックス基準の利用)」とするのか明確にすべき。          EU：調査は困難と思われる。WTO の SPS 協定でもモニターの条項があるが、「影響」をいかに定量的に測るかについて困難が伴い十分にできているといえない。</p>	FAO/WHO (評価局)、 コーデックス事務局、 FAO/WHO、 コーデックスメンバー	H : コスタリカ、イラン、 IFAH、ヨルダン M : インド、日本、 マレーシア L : 豪、ICBA、 EU、ブラジル

<sup>6</sup> 優先度は H (高い)、M (中くらい)、L (低い) で表している。

<p>3.1.3 新たな問題を戦略的に明確化し作業プログラムに含める、効果的なメカニズムを策定する。</p>	<p>これはコーデックス戦略計画 2014-2019(戦略目標 1)に沿っている。また、2002 年評価報告書で言及された問題のいくつかについても関連する。提案されたものの実施されていない規格策定に関する 2 カ年戦略計画の問題はこれに関連する (Recommendation#11 参照。) (para.126)。</p> <p>コーデックスはメンバー主導の組織であるが、FAO/WHO が制定した、国際的な戦略や政策に基づく戦略的指針も有益である (食事・身体活動・健康に関する国際戦略の事例がそうであり、第 2 回国際栄養会議のフォローアップが期待されている。) (para.127)。</p>	<p>コーデックス事務局、FAO/WHO、コーデックスメンバー H: 豊、ICBA M: コスタリカ、インド、イラン、日本、EU、ヨルダン L: IFAH</p>
	<p>豪: 重要な問題なので優先的に検討すべき。 印: 独立した議題として検討すべき。 日: FAO/WHO によって特定された問題を両者と協力して検討することが望ましい。※作業の優先事項についての更なる提案として、クリティカルレビューが十分に機能しているといえないので、その強化の指摘。また、コーデックスと WTO の関係性を視野に、「Consultation Mechanism (協議メカニズム)」を設置することを提案 (IPPC や OIE ではこうした mediation の機能を制度化しており、こうした機能の活用は WTO の紛争処理よりも有益な場合もある)。 EU: コーデックス戦略計画の中で検討できる (objective 1.2 of the Strategic Plan 2014-2019)。</p>	
<p><b>3.2 Management of the Codex Programme and links to FAO/WHO</b></p> <p>3.2.1 コーデックスが FAO/WHO に対して適切な情報を与えるために利用しうるプロセスと、逆に FAO/WHO がコーデックスに対して戦略的かつ政策的な指針・指令・情報を与えられる方法についての検討。</p>	<p>コーデックスは、FAO/WHO の意思決定機関に適切なメカニズムを通じて作業報告をし、十分な自律性を保ちながら情報をその作業に取り込むべき。para.129)。</p> <p>豪: コーデックスと FAO/WHO の間にはすでに十分なメカニズムがある。 印: FAO/WHO の代表はコーデックスの会合に参加している。ただ、FAO 総会と WHA でコーデックスにかかわる議題を独立で扱うことを検討してもいいかもしれない。 日: FAO/WHO とコーデックス事務局で検討をすべき。</p>	<p>コーデックス事務局、FAO/WHO H: コスタリカ、日本、マレーシア、ICBA M: 豊、インド、イラン、EU、ヨルダン、ブルジル L: IFAH</p>

3.2.2 コーデックス事務局の会議を計画・実施し、FAO/WHO の財政支援を正当化・提供できるよう、明確かつ透明なコーデックスの予算計画プロセスを策定する	<p>コーデックス予算は、前もって計画される固定の項目を含む（例：総会、執行委員会、地域調整部会の費用、中核的職員の給与、旅費）。これ以外に事務局のプロジェクトに関する費用がある（para.130）。</p> <p>コーデックス予算は、戦略計画の年次報告や2年ごとの財源配分の要求と連動しうる（para.131）。</p> <p>多くの国が、ビジネスプランの再考（予算の透明性を高める）を支持。また、予算関連の情報をよりタイムリーに提供する必要があるとした。</p>	コーデックス事務局、FAO/WHO	H : 豪、コスタリカ、イラン、日本、ICBA、ヨルダソ、ブラジル M : イント、IFAH、EU L :
3.2.3 様々なレベル（総会、部会、作業部会）でのコーデックスの作業にFAO/WHO の情報を組み込む最善の方法を検討する。	<p>FAO/WHO が最も効果的にコーデックス会議を支援するために何ができるか、また、そのような支援は透明性のためにコーデックス予算に含めるべきかについてレビューを行う（para.132）。</p> <p>豪：現行のプロセスで十分確保されている。 日：FAO/WHO は個別食品部会にも参加すべき。 EU：コーデックスの独立性についての議論を蒸し返す必要性はない。現在のプロセスでインプットは十分確保できる。さらなる検討は不要。</p>	コーデックス事務局、FAO/WHO	H : 日本、ICBA M : ヨルダソ、ブラジル L : 豪、イラン、IFAH、EU
3.2.4 オブザーバーの申請に関するプロセスのレビューを行う。	<p>オブザーバー申請の前から法務局による審査は始まっているにもかかわらず、CCEEXEC の推薦から FAO/WHO 事務総長の認可までに最低6か月かかる。法的な審査の後のプロセスを見直して、全体に要する期間が6か月以内になるようにすべき（para.133）。</p> <p>豪：執行委員会のオブザーバー申請のレビューは意味がないので、執行委員会のマンデートから削除してよい。 EU：オブザーバーの申請やその権限についての規定は手続きマニュアルにあるが、コーデックスの活動（会議等）におけるオブザーバーの役割についての規定が無いので、そうしたことを検討すべき。申請については、コーデックス総会が最終判断をすべき。</p>	コーデックス事務局、FAO/WHO (法務局)	H : 豪、ヨルダソ M : IFAH、EU L : 日本、ICBA、ブラジル
<b>3.3 Strategic governance within Codex – “Executive Board” (CX-EB)</b>			
3.3.1 執行委員会(CCEEXEC)を執行理事会(CX-EB)に置き換えることを検討する。	<p>コーデックス事務局が、執行委員会をより小規模な CX-EB に置き換えることを検討すべきと提案した根拠（para.134）。</p> <p>(i) 総会全体のために活動する小規模な組織が総会を戦略的に支えることは不可欠。この組織が、戦略案の起草、規格設定プロセスの管理、総会が「厄介な」状況に陥った場合</p>	コーデックス事務局、FAO/WHO (法務局)	H : 豪、コスタリカ、イント、日本、マレーシア、IFAH、EU M : イラン

	<p>の活動や打開策の議論・勧告を行う。</p> <p>(ii) 執行委員会は、恐らく構造上の問題や総会の議論の重複に過ぎないような活動が原因で、(i)の機能を十分に果たせていない。</p> <p>(iii) 2002 年評価報告書がより小規模な戦略的組織を提案したことは基本的に正しかったものの、当時のコーデックスメンバーには急進的すぎると受け止められた。この勧告を再度検討することには意義がある。</p> <p>(iv) 2002 年評価報告書を受け、CCGP は執行委員会の拡大による改善を試みた。しかし、地域代表と調整国の代表の役割を明確化した後も依然として混乱している。さらに、地域代表が随伴するアドバイザーの選出は不透明なプロセスの下でなされ、その役割も不明確である。現在の拡大執行委員会における代表に関する一般的な問題は未解決である。</p> <p>豪：小規模のグループが戦略的にサポートすることは支持する。ただし、現在の執行委員会を CX-EB に差し換えることについては要検討。さらなる検討を執行委員会か CCGP で行うべき。</p> <p>印：CX-EB について議論する前に、それがどの程度のサイズで、選出方法はどうするのか、議長・副議長等は総会と一緒にするのか、地域的な代表性が担保されるのか等についての明確化が必要。また、過去にこの提案があったものの当時支持されなかつたことも視野に入れるべき。</p> <p>日：新たな組織の検討の前に現状の問題を特定することが先決。包括的に議論できる電子作業部会等で、ロードマップの検討を提案。</p> <p>マレーシア：執行委員会の機能の見直しはタイムリー。</p> <p>EU：現段階で新たな組織の構成を確定する必要はなく、むしろ、そうした執行機能において何を優先事項・目的とするのかを検討すべき。</p>	L : ICBA
--	---	----------

<p>3.3.2 CX-EB のマンデートの要素として何がありうるかを調査する。</p>	<p>CX-EB のマンデートに含まれうるもの(para.135)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>—規格策定作業の管理・クリティカルレビュー：プロセスはそのまま維持され CX-EB 自身によって監督されうる。</li> <li>—緊急の戦略的問題：CX-EB はこれを議論し、総会に対して活動を勧告する。</li> <li>—規格策定計画：手續マニュアルで既に述べられているように、これはコーデックス戦略計画として 6 年間をカバーし、CX-EB によって関連部会との協力のもと 2 年ごとに策定・更新され、そして、コーデックス戦略計画とクリティカルレビューのつながりを提供しうる。本項目は、提案 3.1.2 での評価結果及び提案 3.1.3 でのプロセスに関連する。</li> <li>—コーデックス戦略計画：これは 3 予算期間をカバーしうる。これまで CCEEXEC の下部組織が行ってきたのと同様、CX-EB は様々な協議に付され総会が採択する計画案を起草する。</li> <li>—予算計画：CX-EB は、総会が提案 3.2 で言及されているより効率的かつ透明な予算計画プロセスを利用するのを支援する。</li> <li>—オブザーバーの申請：CX-EB はこれを処理すべきでない。FAO/WHO の法務局がコーデックス事務局との協力の下でこれを処理できる。FAO/WHO のプロセスは、タイムリーな申請処理を確保するために見直されうる。</li> </ul> <p>豪：執行委員会は総会の機能と重複すべきでない。代表は透明に選出し地域性に配慮すべき。選挙で選出するか地域で推薦するかについてメリット・デメリットを検討すべき。</p> <p>日：現行の Rule. V の記載の通りでよいと考える。問題はむしろその実施にある。</p> <p>EU：討議文書の論点を支持。それに加え、クリティカルレビューの実施に関するクライテリアの策定が必要と考える。また、規格基準の策定計画も効率的な作業においては重要。</p>	<p>コーデックス事務局、FAO/WHO (法務局)、コンサルタント</p>	<p>H : 豪、コスタリカ、イント、イン、EU M : ICBA、 L : 日本、IFAH</p>
--	---	--	--

<p>3.3.3 CX-EB の構成について、様々な提案を策定し評価する。</p>	<p>CX-EB は、総会全体のために活動すると期待される、各地域から選ばれたメンバーからなる小規模なチームであるべき。全地域から代表が出されねばならないが、議長を含め全参加者数は 10 以下とすべき(para.136)。</p> <p><b>CX-EB の構成例(para.137)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 地域を代表する個人による構成。この場合 CX-EB のメンバーは個人であり、全員副議長となつてもいいかもしれない。</li> <li>b. 総会によって選ばれた地域を代表する人々。これらは所定の CX-EB 会議の出席者を指名する。</li> </ul> <p>総会議長は、CX-EB の議長が務めることも別の者が務めることもでき、また、引き続き総会が選ぶことも CX-EB 内で選ぶこともできる。CX-EB 議長についても、総会議長と異なる者が務める場合には同様の選択肢がある(para.140)。</p> <p>どの選択肢も賛否両論がありうるため、より詳細な検討を要する(para.141)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Option a. は、議長 1 名・副議長 3 名という現在のグループが地域的に代表しておらず長年代表されていない地域があるという問題にも対処する。各選出メンバーが総会幹部も兼任するため、CX-EB において全てのメンバーが総会全体のために活動することを保証できる。</li> <li>・ Option b. は、メンバーに立候補の意思がなく代表者が異動した場合に再選を避けることで CX-EB の空席が続くという問題を回避する。</li> </ul> <p>豪：3.3.2 を参照。      日：上記選択肢のうち(a)は更なる拡大を招く可能性がある。ほかの国際機関（FAO 等）を参考に b の選択肢を検討してはどうか。また、加盟国と coordinator の関係性について先に検討すべき。      EU：透明性に配慮が必要。限定された構成員での議論の結果は詳細な報告がなされるべき。</p>	<p>コーデックス事務局、FAO/WHO、(法務局)、コンサルタント</p>	<p>H：豪、イン、日本、EU      M：インド、      L：ICBA、IFAH</p>
<p>3.3.4 CX-EB の運用法を策定する。</p>	<p>CX-EB 会議の議題は簡潔かつ柔軟にし、必要に応じて会議を開き十分議論できるようにすべき。可能であれば、冗長な報告書や翻訳、解釈を不要とすべき。会議は、総会の直前直後及び総会後次の総会までの間に一回行うことができる(para.143)。</p> <p>豪：上記参照      印：報告書を簡略化することに反対。      日：CX-EB の選出手順や会合のスケジュール等については慎重な検討が求められる。また、</p>	<p>コーデックス事務局、FAO/WHO、(法務局)、コンサルタント</p>	<p>H：豪、日本、EU      M：インド、イン      L：ICBA、IFAH</p>

	<p>その報告書は公正で透明なものでないといけない。</p> <p>EU : CCGP の報告書の para72 にある通り、包括性、透明性、効率性が重要。また、現段階で明確な構成を決める必要はなく、まずは機能のあり方に焦点を置くべき。以上、いずれも総会によって電子作業部会を設置して討議文書を作成し、次の CCGP で検討を行うべき。</p>		
<b>3.4 Structure of Codex Subsidiary Bodies</b>			
3.4.1 コーデックス部会の構造に關し、2002年・2005年の評価における勧告のレビューを行う。	<p>特にすべての個別食品部会を統括する <i>super commodity committee</i> の構想は再度検討に値する (para.144)。</p> <p>2013年のスパイス部会の設置は勧告16に反する (para.145)。</p> <p>豪：これをもとに議論することを否定するわけではないが、過去のレビューを見直しても、ほとんど意味がないように思われ、過去支持されなかつたものは今も支持を得ないと思われる。コーデックス事務局、議長国、議長により効率的な会議運営の方法を検討すべき。</p> <p>日：新規の作業部会についての検討を再度実施すべき。手続きマニュアルには新たな作業部会は特別部会で行うべきとしたが、2013年に設置された。したがって、新たな部会の設置に関する手続きマニュアルの規定 (Rule XI 1 (b) (i)) を再検討すべき。また <i>super commodity committee</i> について支持する。</p> <p>マレーシア：既存の制度設計でよい。</p> <p>EU：現状でよい。</p>	コーデックス事務局、FAO/WHO、コーデックスメンバー、コンサルタント	H : イラン、日本、ICBA、IFAH M : 豪、 L : インド、EU
<b>3.5 Efficiency of Committee Work</b>			
3.5.1 コーデックス報告書が起草される方法及び現在の録音の利用状況についてレビューを行う。	<p>理想的には報告書は簡潔で結果志向であるべき。議論を補うために録音の活用を検討 (para.148)。</p> <p>豪：議事録は出席できなかった人や、後から議論の見直しにおいて重要なので、それがわかる程度の詳細なものが必要。その質の向上も求められる。録音については、議長国における追加的負担が大きいかもしれない。</p> <p>印：議事録はどのような議論があったのか把握するためにも詳細であるべき。録音はあってもよい。</p> <p>日：録音は議事録を補うものとしてあっても良いが、議事録の代替となつてはならない。</p> <p>EU：現状の議事録で満足。録音については、議長国の負担、ある国にとっての法的な考慮事項を考えると懸念がある。</p>	コーデックス事務局、FAO/WHO、コーデックスメンバー、コンサルタント	H : イラン、 M : オーストリア、 L : 豪、インド、日本、ICBA、 IFAH、EU

3.5.2 8ステップの手続を5ステップに簡素化することを提案する。	<p>新規作業の承認をステップ1、草案の作成をステップ2、コメントの回付と議論をステップ3・4、(再検討が必要であれば2に戻す)、ステップ5で採択としても何の問題もない。</p> <p>豪：簡略化の持つ含意の検討を支持するとともに、部会がどのように作業しているのかの見直しも必要 (CCMAS等)。      日：どちらでもよい。簡略化してもよい。      EU：ほとんど5/8で進められていることを考えると簡略化してもいいかもしれないが、8まであることで更なる議論が可能となることもあるので有用なこともある。</p>	コーデックス事務局、法務局	H：豪、インド、 M：コスタリカ、イン、 IFAH L：日本、ICBA、 EU
3.5.3 コンセンサスを目指し続け、また、問題が生じた再に投票がどの程度不和の回避に資するのかについて調査する。	<p>コンセンサスを主体とする意思決定であるべきだが、コンセンサスを定義づけることは勧められない。ただし、部会間でコンセンサスの運用に偏りが無いよう議長間の議論は継続すべき (para154)。投票は分断をもたらすと思われている。評価書は現在の過半数から2/3にすることを勧告していた。いずれにしても利用には慎重であるべき (para.155)。コンセンサスが失敗した際には執行委員会が過半数で投票の勧告をすることも考えられる (para.156)。</p> <p>豪：現行のコンセンサス及び投票に関する手順について変更することに反対。また、執行委員会が投票の勧告を行うことについても強く反対する。      日：コンセンサスが主要な意思決定の方法であるべき。コンセンサスは部会レベルで達成すべき。投票は最後の手段。投票数のあり方については慎重な検討が要される（過半数か2/3かについて）。      EU：コンセンサスが重要。投票が用いられるにはそれが最後の手段であり、正当化できる場合に限られるべき。投票についてはほかの IPPC や OIE 同様、2/3 が望ましい。この問題は CCGP で検討をするべき。</p>	コーデックス事務局、法務局、コンサルタント	H：イン、 M：インド、IFAH L：豪、日本、 ICBA
3.5.4 規格設定プロセスを妨げることなく、部会のより平等な地理的配分を確保する方法を探査する。	<p>議長国の持ち回り制を検討しても良いかもしれない、例えば任期を6-8年とするなどして（ただしあまりにも厳格に任期を確定することは逆効果）。あるいは2か国で共同議長国とすることも考えられる(para157)。議長国選出に関するガイドラインを再検討しても良いかもしれない (para158)。</p> <p>豪：持ち回りには反対。個別食品部会では機能するかもしれないが、一般問題部会では機能しないと思う。地理的なバランスについては、共同開催 (co-hosting) で機会の提供に対応できる。      印：議長・共同開催における地理的な代表性は大きな問題でない。      日：この件は、過去に議論され、共同開催が一つの選択肢として用いられるが、開催費用・</p>	コーデックス事務局、 FAO/WHO、 コーデックスメンバー、 コンサルタント	H：イン、日本、 ブラジル M： ICBA 、 IFAH、EU L：豪、インド、

	<p>国家予算の関係もある。個別食品部会などにおけるローテーションも一つの解決策であるが、議長国は予算、場所、人員などを確保する必要があることなど考慮すべき。</p> <p>EU：議長国に関心のある国々にローテーションで機会の提供をすることも検討することはよいと考える。現在の会議運営などのガイダンスも十分と考えるがより効率的な慣行のために更なる検討が CCGP であってもいいかもしれない。</p>		
3.5.5 作業部会の有効性についてレビューを行う。	<p>確かに作業部会は有効である。他方で、およそ 50 近くの作業部会が並行で展開されていると、途上国や事務局、FAO/WHO の業務負担は大きい。作業部会のガイダンスを見直す必要があるか検討すべき (para159)。</p> <p>豪：少数グループを信頼して起草をすることも検討できるとよいかもしれない（過去の慣行として「起草グループ (drafting group)」があった。</p> <p>印：電子作業部会は部会間の作業の促進に役に立つ一方、参加には偏りがあった（途上国が少ない）。印の討議文書（第 29 回 CCGP）を参照。</p> <p>日：電子作業部会は生産性を高めるかもしれないが、参加の問題、会議における議論の集中度合いを減じるといった問題ももちろんある。電子作業部会の進行状況がコーデックスのウェブサイトで確認できるようにするとよい。</p> <p>EU：必要以上にあるべきでなく、業務負担とならないよう部会数の数を制限することも検討しても良い。</p>	コーデックス事務局、FAO/WHO	H: 豪、 M : インド、iran、 日本 ICBA 、 IFAH、EU L:
3.5.6 各部会が実際にリスク分析の枠組みを利用する方法についてレビューを行い、改善すべき分野を報告することを検討する。	<p>現在CCGP で展開しているリスクアナリシスの枠組みにおけるグッドプラクティスに関する情報収集は有用 (para.160)。</p> <p>豪：もし FAO・WHO が望むなら行ってもいいが、優先事項と考えない。※その他効率性を高める提案として、会議においてスクリーンに議事を投影して参加者で確認しつつ議論をすすめる手法をほかの部会でも実施るべきとした。</p> <p>日：効率性を高める方策として、議長のワークショップが重要とした。</p> <p>EU：リスク分析のレビューは行ってもいい。</p>	コーデックス事務局、FAO/WHO	H: M : iran、ICBA、 IFAH、EU L: 日本、 豪（ただし、 FAO/WHO の科学的アドバイスの持続的な資金に關しない限り）

### **3 PROPOSALS 一覽 CX/CAC 15/38/9**

#### **3.1 Mandate and priorities**

- 3.1.1 Examine the amount of Codex resources spent on health - related vs. other work
- 3.1.2 Evaluate the use made of Codex standards and their impact in protecting the health of consumers and ensuring fair practices in the food trade
- 3.1.3 Develop effective mechanisms to strategically identify and include emerging issues in the programme of work

#### **3.2 Management of the Codex Programme and links to FAO/WHO**

- 3.2.1 Examine what processes could be used so that the Codex Alimentarius Commission can give appropriate input to FAO/WHO governing bodies and how FAO/WHO can best give strategic and policy guidance/direction/input to Codex
- 3.2.2 Develop a clear, transparent budget planning process for Codex that will continue to give security to the Secretariat to organize and implement the relevant Codex meetings and FAO and WHO to justify and provide adequate funding
- 3.2.3 Explore the best modalities to incorporate FAO and WHO input to Codex work at different levels (Commission, Committee and working groups)
- 3.2.4 Review process followed for observer applications

#### **3.3 Strategic governance within Codex - “Executive Board”**

- 3.3.1 Consider replacing the Executive Committee with a Codex Executive Board (CX - EB)
- 3.3.2 Examine what could be elements of the mandate for a Codex Executive Board (CX - EB)
- 3.3.3 Develop and evaluate different proposals for the composition of CX - EB
- 3.3.4 Develop a modus operandi for CX - EB

#### **3.4 Structure of Codex Subsidiary Bodies**

- 3.4.1 Review the recommendations of the 2002 and 2005 evaluations with regards to the Codex committee structure

#### **3.5 Efficiency of Committee Work**

- 3.5.1 Review the way Codex reports are drafted and the use made of current audio recordings
- 3.5.2 Simplify the present 8 - Step procedure to have only 5 steps
- 3.5.3 Continue striving for consensus and examine to what extent voting could assist Codex in case of blockages without being divisive
- 3.5.4 Explore ways to ensure a more equal geographical distribution of countries chairing committees while not obstructing the standard setting process
- 3.5.5 Review the effectiveness of working groups
- 3.5.6 Consider to review how different Committees use risk analysis frameworks in practice and report areas for improvements

関連資料1：「コーデックス評価書」の42の勧告一覧（今回のコーデックス事局が取り上げていない勧告も含む）

## 42 Recommendations of the Codex Evaluation (2002)

<b>Recommendation 1:</b> The scope of Codex should fully cover health-related aspects of food standards, including work on foods for special dietary uses, health claims and nutrient addition; and new work on packaging materials; and on industrial processing agents in foods.
<b>Recommendation 2:</b> Codex should not take on additional work in non-health related areas.
<b>Recommendation 3:</b> Priorities for standards: (i) consumer health and safety; (ii) commodity for developing countries; (iii) commodity for developed countries; (iv) informational labelling relating to non-health and non-safety issues.
<b>Recommendation 4:</b> A clear mandate should be developed for Codex and ratified by the FAO Conference and the WHA.
<b>Recommendation 5:</b> FAO and WHO should define how formal recommendations of Codex for consideration by FAO and WHO Governing Bodies may be brought to their attention.
<b>Recommendation 6:</b> Develop guidelines on acceptable levels of protection for use by risk assessors in giving scientific advice to committees and to reduce the scope of disputes in WTO.
<b>Recommendation 7:</b> Codex should remain housed in FAO and WHO but should have more independence, authority and responsibility over priority setting and management of its work programme.
<b>Recommendation 8:</b> Collaboration with OIE should be formalized and strengthened. There should be continued collaboration with IPPC.
<b>Recommendation 9:</b> The Executive Committee should be replaced by an Executive Board with more strategic and managerial responsibility but without the authority to consider standards.
<b>Recommendation 10:</b> The Executive Board should be small and include: 2-3 observer representatives for consumers, industry and perhaps primary producers; formal participation of the Secretary of Codex and FAO and WHO.
<b>Recommendation 11:</b> Standards Management function should be strengthened and performed either by a new Standard Management Committee or alternatively by the Executive Board.
<b>Recommendation 12:</b> It is desirable for the Codex Alimentarius Commission to meet every year, but if the Executive Board and Standards Management Committee perform their functions effectively, it might be possible to reduce costs by continuing to hold meetings every two years.
<b>Recommendation 13:</b> The secretariat should have more executive functions and a more senior staff.
<b>Recommendation 14:</b> The secretariat should become a separate unit in FAO, rather than continue under the Food and Nutrition Division. It should report to FAO and WHO and in line with plans to give Codex more independence, the appointment of the Secretary should be carried out in consultation with Codex.
<b>Recommendation 15:</b> Increase resources for the secretariat.
<b>Recommendation 16:</b> Review the work of the Codex committees with a view to rationalization and use time-bound task forces; reduce consideration of health issues in commodity committees/task forces to the